

**公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開**

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
埼玉労働局管内3拠点 防犯カメラ設置工事	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー1	令和7年2月19日	三和通信工業株式会社 大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-9-1	一般競争入札	4,704,091	2,310,000	49.10				3者

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

**公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び 数	契約担当官等 の氏名並びに その所属する 部局の名称及 び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	一般競争 入札・指 名競争入 札の別 （総合評 価の実 施）	予定価格 （円）	契約金額 （円）	落札率 （％）	公益法人の場合			備考
								公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
「雇用保険受給資格者のしおり」の 作成	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー1	令和7年2月5日	藤庄印刷株式会社 山形県山形市あこや町3-18-30	一般競争入札	3,211,079	2,226,818	69.34				3者
非常用備蓄品の購入	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー2	令和7年2月13日	星野総合商事株式会社 川口市本蓮1-1-9	一般競争入札	2,796,145	1,478,550	52.87				2者
春日部労働基準監督署で使用する物 品の購入	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー1	令和7年2月18日	株式会社ムトーセーフ 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-22- 14	一般競争入札	35,316,696	34,236,400	96.94				2者
春日部公共職業安定所で使用する物 品の購入	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー1	令和7年2月18日	株式会社オーク情報システム 東京都品川区東品川2-2-20	一般競争入札	41,495,014	29,684,600	71.53				2者
大宮公共職業安定所 パーテーショ ン等の設置・購入	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー2	令和7年2月17日	オフィックス株式会社 東京都港区虎ノ門1-23-1	一般競争入札	1,849,772	1,419,000	76.71				
課題解決型支援モデル事業実施に係 る什器の購入・設置	支出負担行為担当官 埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー2	令和7年2月18日	株式会社 井上企画 東京都町田市玉川学園1-22-12	一般競争入札	2,487,928	2,337,500	93.95				

**公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の価格）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。